

令和 7 年 度 施 策 の 概 要

1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 土地改良事業を計画的、効率的に推進するため、水利用調査や土地利用調査などの基礎的な調査を実施する。
- (2) 農業農村整備事業を予定している地区の事業計画策定、及び計画策定に必要な各種調査計画や費用対効果算定等を行う。
- (3) 地域の担い手における更なる経営規模拡大の支援や、地域の用水問題の解決を図るため、I C T等を活用した水管理技術の導入を進める。

2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進する。
- (2) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (3) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

3 農村地域の活性化の促進

- (1) 都市農村交流団体の活動を促進するとともに、農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (2) 市町村と協力し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- (3) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図るとともに、施設や農地の保全活動等を促進する。

4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 農業の振興や農村の活性化等を図るため、県単土地改良事業や耕作条件改善事業により、小規模な農用地や農業用排水施設、農道等の整備を支援する。
- (2) 土地改良施設の突発的な故障等に速やかに対応するため、県単土地改良事業により施設の機能維持を図るための緊急補修を支援する。

5 防災事業及び災害復旧事業の実施

- 農地及び農業用施設の防災機能の維持向上、災害の未然防止及び被害解消のための防災事業、並びに農地及び農業用施設等の災害復旧を行う。
- (1) 県土の保全等を図るため、災害のおそれがある農業用排水施設等を計画的に改修する。
 - (2) 農地や農業用施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
 - (3) 地下水の汲み上げに起因する地盤沈下により、機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。
 - (4) 豪雨、洪水等の災害により、農地や農業用施設等に被害が出た場合に被災箇所を復旧する。
 - (5) 自然災害などの事由によらず発生した突発事故により、土地改良施設に被害が出た場合に事故箇所を復旧する。
 - (6) 頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害に適切に対応するため、流域治水の取組の一つとして、水田の持つ雨水貯留機能を高める田んぼダムへの取組を促進する。

6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を実施する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
農 村 計 画 課 1 地域振興対策費	千円 206,372	千円 国 庫 134,585	千円 71,787		
鳥 獣 被 害 防 止 対 策 費	206,372	国 庫 134,585	71,787	鳥獣被害防止総合対策事業費 (1) 市町村支援事業 177,843 ①鳥獣害防止総合支援事業 ・推進事業 1/2 以内 ・整備事業 1/2 以内 ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・推進事業 定額 (上限あり) ③イノシシを「近づけない」環境づくり の推進 (1/4 以内) (2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策 27,793 鳥獣被害防止対策費 県推進事業費 736	国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設等の整備費を助成することなどにより、市町村等で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。 また、県単補助金により、有害捕獲に係る捕獲活動経費への上乗せ助成や、国補対象とならない鳥獣被害防止施設等の設置への助成により市町村の取組を支援する。 さらに、「近づけない」対策を推進するため、県単の上乗せ助成制度により、市町村の取組を支援する。 野生鳥獣による農作物被害防止対策を進めるため、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。
2 農村環境整備費	8,694	国 庫 2,500 繰入金 5,584 計 8,084	610		
住みよい農村環境 整 備 事 業 費	8,694	国 庫 2,500 繰入金 5,584 計 8,084	610	都市農村交流推進事業費 都市農村交流推進事業費 8,694	農業・農村に対する都市住民の理解を深めるため、都市農村交流実践者等の活動を支援する。
3 農地総務費	323,071	諸収入 268	322,803		
農 地 総 務 費	309,153	諸収入 21	309,132	職員給与費等	
農 地 諸 費	13,918	諸収入 247	13,671	一般土地改良行政費	
4 土地改良管理 指 導 費	306,649	国 庫 11,325 負担金 1,288 手数料 80 財産収入 1,500 諸収入 119 計 14,312	292,337		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
土地改良事業 推進対策費	千円 289,329	千円 国 庫 11,325 負担金 1,288 手数料 80 計 12,693	千円 276,636	専門技術者調査委託費 2,235 土地改良区検査指導費 740 土地改良区組織運営基盤強化対策費 国 1/2、県 1/2 5,206 土地改良施設管理指導等事業費補助 国 1/2、県 1/2 11,668 国 10/10 定額 土地改良施設維持管理適正化事業費補助 269,480	県営土地改良事業施行申請に伴う審査手続き上必要な専門技術者の調査報告事務を県土地改良事業団体連合会に委託する。 22 件 土地改良事業が適正円滑に実施できるよう、土地改良区等地元実施体制の整備確立と他事業との調整について指導を行うとともに土地改良区運営の適正化を図るため、土地改良法に基づき3年に1回の割合で検査を行う。 国実施 1 改良区 県実施 56 改良区（本課 14、事務所 42） 計 57 改良区 土地改良区の合併等を計画的に推進し、組織運営基盤の強化を図るため、合併を予定する土地改良区に対し、土地改良区統合整備計画策定等の経費を助成する。 また、「水土里ビジョン」を策定する土地改良区に対し、協議会開催費用等を助成する。 さらに、合併等の啓発や機運醸成、統合整備推進方針等を策定する土地改良区統合整備推進協議会の運営等を行う。 茨城県土地改良区統合整備推進協議会等、研修会の開催等 土地改良事業の施行に伴う諸問題の増加と土地改良施設管理の粗放化に対処するため、土地改良施設の点検、診断及び指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進に関する調査指導を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 150 施設 また、土地改良区の経営状況を把握し、将来の土地改良区の計画的な施設更新に向けて運営の健全化を図るため、土地改良区の経営診断等を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 用排水機場等の土地改良施設機能の保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し事業費の30%を助成する。 事業主体：茨城県土地改良事業団体連合会 対象施設：54 施設

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要										
土 地 改 良 計 画 調 査 費	千円 132,784	負担金 千円 61,949	千円 70,835	土地改良事業施行予定地区計画調査費 128,784	県営規模に該当する各種土地改良事業の実施希望地区について、申請により県が事業の調査計画を実施する。 事業実施地区 31 地区										
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>—</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>		負担区分	国	県	地元	事業費	—	50%	50%		
				負担区分		国	県	地元							
				事業費		—	50%	50%							
				実施計画策定費 —		経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、又は県営防災事業を実施する見込みのある地区を対象に、実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区									
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>55・50%</td><td>22.5 ・25%</td><td>22.5 ・25%</td></tr></table>			負担区分	国	県	地元	事業費	55・50%	22.5 ・25%	22.5 ・25%	
				負担区分			国	県	地元						
				事業費			55・50%	22.5 ・25%	22.5 ・25%						
				実施計画策定費 (ストマネ) —			水利施設等保全高度化事業を実施する見込みのある地区を対象に実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区								
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>100%</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>				負担区分	国	県	地元	事業費	100%	—	—
負担区分	国	県	地元												
事業費	100%	—	—												
田園環境整備計画策定費 —	環境と調和した農業農村整備事業を実施するために生態系の調査等を実施する。 事業実施地区 一地区														
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>事業費</td><td>—</td><td>1/3</td><td>2/3</td></tr></table>		負担区分	国	県	市町村			事業費	—	1/3	2/3				
負担区分		国	県	市町村											
事業費		—	1/3	2/3											
産地育成畑地整備促進事業費 4,000		畑地帯総合整備事業の啓発地区において、基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。 事業実施地区 2 地区													
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>—</td><td>75%</td><td>25%</td></tr></table>			負担区分	国	県	地元		事業費	—	75%	25%				
負担区分			国	県	地元										
事業費			—	75%	25%										
団体営調査設計事業費 —			団体営土地改良事業が行われる予定地区について、調査・計画書作成を行う市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 事業実施地区 一地区												
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>14%</td><td>36%</td></tr></table>				負担区分	国	県	地元	事業費	50%	14%	36%				
負担区分	国			県	地元										
事業費	50%			14%	36%										

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 費	千円 989,980	千円 国 庫 532,200 分担金 7,700 負担金 96,720 県 債 318,000 計 954,620	千円 35,360	【県営ため池等整備事業】 455,775	河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。 事業実施地区 1 地区
				・ 農業用河川工作物応急対策事業（大規模） 工事費 180,000 事務費 12,450	
				負担区分 国 県 地元	
				工事費 55% 37% 8%	
				事務費 — 100% —	
				・ 用排水施設等整備事業 工事費 65,000 事務費 3,750	
				負担区分 国 県 地元	
				工事費 定・55% —・28% —・17%	
				事務費 — 100% —	
				・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業 工事費 177,000 事務費 13,275	
負担区分 国 県 地元					
工事費 55%・50% 34% 11%・16%					
事務費 — 100% —					
・ 農業水路等長寿命化・ 防災減災事業 工事費 4,000 事務費 300					
負担区分 国 県 地元					
工事費 定 — —					
事務費 — 100% —					

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																																																
	千円	千円	千円	【団体営ため池等整備事業】46,880 ・ 農業用河川工作物応急対策事業（小規模） 工事費補助26,680 事務費725 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50%</td><td>42%</td><td>8%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> ・ 用排水施設等整備事業 工事費19,000 事務費475 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>定</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 【湛水防除事業】326,325 工事費305,000 事務費21,325 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>55・50%</td><td>27・30・22.5%</td><td>18・20・22.5%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 【地盤沈下対策事業】161,000 工事費150,000 事務費11,000 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>55%</td><td>39%</td><td>6%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	42%	8%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	定	—	—	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55・50%	27・30・22.5%	18・20・22.5%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	39%	6%	事務費	—	100%	—	河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。 事業実施地区1地区 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する。 事業実施地区1地区 立地条件の変化等により湛水被害が生じている地域において排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行い、被害を防止する。 2地区 地盤の沈下に起因して生じた農業用施設の効用の低下を回復し、沈下により生じた被害を復旧する。 2地区
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	50%	42%	8%																																																		
事務費	—	100%	—																																																		
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	定	—	—																																																		
事務費	—	100%	—																																																		
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	55・50%	27・30・22.5%	18・20・22.5%																																																		
事務費	—	100%	—																																																		
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	55%	39%	6%																																																		
事務費	—	100%	—																																																		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
耕 作 条 件 改 善 事 業 費	千円 541,217	千円 国 庫 451,164 県 債 81,000 計 532,164	千円 9,053	耕作条件改善事業費補助 541,217	農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、 農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高 収益作物への転換を促進する。 33 地区
				負担区分 国 県 地元	
				事業費 55・ 21・18・ 24～36% 補助 50% 14% 定額 ー ー	
I C T 等 新 技 術 調 査 ・ 検 討 事 業 費	1,500	ー	1,500	ICT 等新技術調査・検討委託費 1,500	ICT 等新技術を活用した担い手の用水管理労力低減効果や、 開水路地区における適正な用水配分について検証する。 1 地区
水 田 水 管 理 低コスト化事業費	10,000	国 庫 5,000	5,000	水田水管理低コスト化事業費	用水機場単位で水位センサー、自動給水栓を水田へ導入し、 スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や、 用水ポンプの運転時間の削減を図る。 3 地区
				負担区分 国 県 地元	
				事業費 50% 50% ー	
田 ん ぼ ダ ム 促 進 緊 急 対 策 事 業 費	598,400	国 庫 598,400	ー	田んぼダム促進緊急対策事業費	頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、水田に 降った雨水を一時的に水田に貯め、排水路や河川等への流出を 抑制する「田んぼダム」の取組を促進する。
				負担区分 国 県 地元	
				事業費 100% ー ー	
ふ る さ と 水 と 土 保 全 対 策 費	10,797	財産収入 1,321 繰入金 9,476 計 10,797	ー	ふるさと水と土基金積立金 1,321	中山間地域や棚田地域において、土地改良施設やこれと一体 的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な 発揮と地域住民活動の活性化を図るため、基金の運用益等の活 用により、農業・農村の重要性を理解するために必要な取組等 を支援する。 1. 調査研究事業 2. 研修事業 3. 推進事業
				ふるさと水と土保全対策事業費 9,476	

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																												
6 災害耕地復旧費	千円 87,365	千円 国 庫 62,800 負担金 3,180 県 債 19,100 計 85,080	千円 2,285		農地及び農業用施設等の災害や突発事故による被害を復旧し、農業生産の維持と農業経営の安定を図る。																												
	過年災害復旧費	4,170	国 庫 3,900 県 債 200 計 4,100	70	団体営 4,170 過年災害工事費補助 3,900 事務費 270 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>過年災害 工事費 補助</td><td>50・65%</td><td>—</td><td>35・50%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%	事務費	—	100%	—																
	負担区分	国	県	地元																													
過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%																														
事務費	—	100%	—																														
現年災害復旧費	83,195	国 庫 58,900 負担金 3,180 県 債 18,900 計 80,980	2,215	県営 16,000 現年災害工事費 団体営 34,900 災害工事費補助 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>県 営</td><td>50・65%</td><td>25</td><td>25・10%</td></tr><tr><td>現年災害工 事 費 補 助</td><td>50・65%</td><td>—</td><td>50・35%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 突発事故復旧事業費 27,270 工事負担金 6,680 工事費補助 20,590 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50%</td><td>21%</td><td>29%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 事務費 5,025	負担区分	国	県	地元	県 営	50・65%	25	25・10%	現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	21%	29%	事務費	—	100%	—	
負担区分	国	県	地元																														
県 営	50・65%	25	25・10%																														
現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%																														
事務費	—	100%	—																														
負担区分	国	県	地元																														
工事費	50%	21%	29%																														
事務費	—	100%	—																														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
7 後継者育成費	千円 982	千円 —	千円 982		
強い経営体づくり 支 援 事 業 費	982	—	982	農福連携推進事業費 982	農福連携に関する情報の共有や周知、農作業体験会の開催等により、農業経営体の多様な労働力の確保を支援する。
農 村 計 画 課 計	3,815,207	国 庫 1,798,274 分担金 7,700 負担金 163,137 手数料 80 財産収入 2,821 繰入金 15,060 諸収入 387 県 債 418,100 計 2,405,559	1,409,648		

令和 7 年度 施策 の 概要

1 生産基盤の整備

- (1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積・集約を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。
- (2) 畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、区画整理や農道などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積を進め、農業の競争力強化に向けて効率的な畑作営農の実現を目指す。
また、高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等により畑地かんがい施設を整備するとともに、畑地かんがい営農確立普及事業等により畑地かんがいの利用促進を図る。
- (3) 農業用水の安定供給、排水条件の改善などを図るため、県営かんがい排水事業等により、用排水機場や用排水路などの農業用排水施設の整備を行う。
また、県営事業等で造成された基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画に基づき、劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

2 農村の環境整備

- (1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水进行处理する農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援する。
また、農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。
- (2) 農道や農業用排水路等の農業生産基盤と集落道等の農村生活環境を整備するとともに、農産物流通の合理化等を図るため、基幹的農道を整備する。
- (3) 地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する日本型直接支払制度を推進し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養などの多面的かつ公益的な機能を有していることから、これら基幹的農業水利施設の管理が適正に行われるよう、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業においては、農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るため、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取組等を行うことにより、換地処分を円滑に進める。

5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行うなど、国営土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

6 国土調査の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査を推進する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分				事 業 計 画 の 概 要	
	千円	千円	千円						
農 地 整 備 課									
1 地域振興対策費	40,650	国庫 26,638	14,012						
山村振興対策費	40,650	国庫 26,638	14,012	中山間地域等直接支払交付金事業費				耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。 事業主体 農業者の組織する団体等 事業期間 R7～R11（5年間）	
				中山間地域等直接支払交付金 39,895					
				市町村推進事業費補助 300					
				県推進事業費 455					
				負担区分	国	県	市町村		
				直接支払交付金	1/2	1/4	1/4		
				〃（特認）	1/3	1/3	1/3		
				市町村事業費	定額	—	—		
				推進事業費	定額	定額	—		
2 土地改良管理指導費	1,195,908	国 庫 474,934 負担金 2,073 諸収入 411,987 計 888,994	306,914						
農 地 集 団 化 事業費	472,165	国 庫 55,714 諸収入 411,987 計 467,701	4,464	土地改良換地等強化事業費補助 2,428				土地改良事業の施行に伴う換地事務の円滑な処理体制の確立等を図るため、県土地改良事業団体連合会に対し助成する。 1. 換地選定に関する指導等 2. 換地技術向上研修等 訴訟事務費 一時利用地の指定等に対する不服申立ての調整等を行う。 1. 県営事業に係る審査請求の調整・裁決等 2. 団体営事業に係る異議申出の調整・決定等 また、県営土地改良事業の換地処分等に対して提起された訴訟事件について、対応する。	
				負担区分	国	県			
				事業費補助	50%	50%			
				換地調整事務費 3,250					
				県営換地清算金処理費 411,987				土地改良法第 89 条の 2 第 11 項の規定に基づき、県営換地清算金の支払・徴収を関係土地改良区との間で行う。 2 地区 2 換地区（140.5ha）	

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																							
国 営 土 地 改 良 財 産 管 理 費	千円	千円	千円	国営茨城中部地区換地等事務費 54, 500	国営土地改良事業茨城中部地区に係る（受託）換地事務を実施し、農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の早期確保を図る。（13 換地区、675ha）																							
	723, 743	国 庫 負担金 計 419, 220 2, 073 421, 293	302, 450	基幹水利施設管理事業費 事業費補助 事務費 441, 612 1, 049 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>30%</td><td>30%</td><td>40%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 水利施設管理強化事業費 事業費補助 事務費 包括的民間委託推進費補助 274, 574 4, 108 2, 400 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>50%</td><td>20%</td><td>30%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	事業費補助	30%	30%	40%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	市町村	事業費補助	50%	20%	30%	事務費	—	100%	—
負担区分	国	県	地元																									
事業費補助	30%	30%	40%																									
事務費	—	100%	—																									
負担区分	国	県	市町村																									
事業費補助	50%	20%	30%																									
事務費	—	100%	—																									

事 項	予 算 額	特 定 財 源		一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要												
3 土 地 改 良 事 業 費	千円 11,099,411	国 庫	千円 4,935,508	千円 1,955,183														
		分担金	586,345															
		負担金	948,575															
		繰入金	26,000															
		県 債	2,647,800															
		計	9,144,228															
国 営 土 地 改 良 事 業 負 担 金	1,012,726	県 債	503,600	509,126	国営土地改良事業負担金	土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 国営土地改良事業 那珂川沿岸地区外2地区												
担い手支援対策 事 業 費	3,870	—	—	3,870	担い手支援対策事業費 農地集積基盤整備推進事業費補助 3,870 <table><tr><td>負担区分</td><td>県</td><td>市町村</td><td>(貸し手)</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>55%</td><td>25%</td><td>(20%)</td></tr></table>	負担区分	県	市町村	(貸し手)	事業費補助	55%	25%	(20%)	大規模経営体の育成や農地の流動化を推進するため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において貸し手農家の事業費の分担金を軽減する取組を行う市町村を支援する。 1地区				
負担区分	県	市町村	(貸し手)															
事業費補助	55%	25%	(20%)															
基 幹 農 道 整 備 事 業 費	85,850	国 庫	40,000	2,850	基幹農道整備事業費 工事費 80,000 事務費 5,850 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50%</td><td>27.5%</td><td>22.5%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	27.5%	22.5%	事務費	—	100%	—	農村地域を対象とした受益面積50ha以上、総事業費1億円以上、全幅員4.0m以上を有する基幹的な農道や農道網の整備を行う。 事業実施 県 営 1地区（日立市 伊師地区）
負担区分	国	県	地元															
工事費	50%	27.5%	22.5%															
事務費	—	100%	—															

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																
基 盤 整 備 促 進 事 業 費	千円 62,400	千円 国 庫 41,600 県 債 10,400 計 52,000	千円 10,400	基盤整備促進事業費 工事費補助 62,400 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費補助</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費補助	50%	25%	25%	農業生産性を向上させ、効率的・安定的な農業経営を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい基盤整備に対し補助する。 ・かんがい排水 2地区（うち国営関連 2地区） 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に対し補助する。								
	負担区分	国	県	地元																	
工事費補助	50%	25%	25%																		
農 地 利 用 集 積 促 進 事 業 費	240,416	国 庫 149,483	90,933	経営体育成関連流動化促進事業費 高生産性農業集積促進事業費 234,311 土地利用調整指導事業費 190 土地利用調整推進事業費補助 5,915 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>指 導 費</td><td>50% 〈 100% 〉</td><td>50% 〈 - 〉</td><td>- 〈 - 〉</td></tr><tr><td>推 進 費</td><td>50% (55%) 〈 100% 〉</td><td>25% 〈 - 〉</td><td>20～25% (-)</td></tr><tr><td>促 進 費</td><td>50% (55%)</td><td>33.3% (30%)</td><td>16.7% (15%)</td></tr></table> ※（ ） は過疎、山振地域等 ※〈 〉 は水田貯留機能向上支援	負担区分	国	県	市町村	指 導 費	50% 〈 100% 〉	50% 〈 - 〉	- 〈 - 〉	推 進 費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20～25% (-)	促 進 費	50% (55%)	33.3% (30%)	16.7% (15%)	経営体への農地の利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図るため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において市町村等が行う土地利用調整活動等に対して支援する。 土地利用調整事業 7地区 高生産性農業集積促進事業 59地区
	負担区分	国	県	市町村																	
指 導 費	50% 〈 100% 〉	50% 〈 - 〉	- 〈 - 〉																		
推 進 費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20～25% (-)																		
促 進 費	50% (55%)	33.3% (30%)	16.7% (15%)																		
ふるさと農道 整 備 事 業 費	123,600	負担金 36,000 県 債 78,800 計 114,800	8,800	ふるさと農道整備事業費 工事費 120,000 事務費 3,600 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>-</td><td>70%</td><td>30%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>-</td><td>100%</td><td>-</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費	-	70%	30%	事務費	-	100%	-	集落間や集落と基幹的道路などを結ぶ農道を整備し、農村地域の定住環境の改善等を図る。受益面積 50ha 以上、総事業費 6千万円以上を有する農道整備を行う。 事業実施 県営 2地区（下妻市 総上・豊加美地区ほか） ※ 過疎、山振等地域では、受益面積概ね 30ha 以上				
負担区分	国	県	地元																		
工事費	-	70%	30%																		
事務費	-	100%	-																		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																																											
	千円	千円	千円																																													
国 営 土 地 改 良 事 業 推 進 費	2, 927	負担金 1, 300	1, 627	国営土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営鹿島南部地区事業により造成された水利施設の有効利用を図るため、末端整備（特に畑地基盤整備）を推進する。																																											
霞ヶ浦用水 事 業 推 進 費	1, 188	—	1, 188	霞ヶ浦用水事業推進事業費 532 霞ヶ浦用水事業推進費補助 656	霞ヶ浦用水地区における畑地用水営農を推進するため、関係機関・団体と調整を図りながら、農業者の理解醸成と末端整備の計画的な実施に向けた説明会や個別訪問等を行う。 霞ヶ浦用水土地改良区に対し、その事業の一部を補助し、地元体制の強化及び用水事業の円滑な促進を図る。																																											
那珂川沿岸土地 改良事業推進費	11, 763	負担金 200	11, 563	那珂川沿岸土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営農業水利事業那珂川沿岸地区の事業推進とその効果発現に必要な関連事業の策定及び推進体制の強化を図る。																																											
霞ヶ浦用水施設 管 理 費	328, 428	—	328, 428	霞ヶ浦用水施設管理費	公共性の高い水資源機構営霞ヶ浦用水事業の送水施設の管理費を負担する。																																											
県 営 か ん が い 排 水 事 業 費	2, 012, 267	国 庫 993, 262 分担金 127, 815 負担金 238, 531 県 債 587, 300 計 1, 946, 908	65, 359	県営かんがい排水事業費 工事費 1, 880, 303 事務費 131, 964 <table border="1"><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元負担</td></tr><tr><td rowspan="2">工事費</td><td>50・55%</td><td>25～31%</td><td>15～25%</td></tr><tr><td>100%※</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> ※機能保全計画策定に限る。	負担区分	国	県	地元負担	工事費	50・55%	25～31%	15～25%	100%※	—	—	事務費	—	100%	—	農業用水の安定供給、排水条件の改善などを図るため、農業用排水施設の整備を行う。 <table><tr><td></td><td>継続</td><td>新規</td><td>計</td></tr><tr><td>一 般 型</td><td>5</td><td>—</td><td>5</td></tr><tr><td>排 水 対 策 特 別 型</td><td>1</td><td>—</td><td>1</td></tr><tr><td>農 地 集 積 促 進 型</td><td>4</td><td>—</td><td>4</td></tr><tr><td>簡 易 整 備 型</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>基幹水利ストマネ事業</td><td>10</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20</td><td>4</td><td>24</td></tr></table>		継続	新規	計	一 般 型	5	—	5	排 水 対 策 特 別 型	1	—	1	農 地 集 積 促 進 型	4	—	4	簡 易 整 備 型	—	1	1	基幹水利ストマネ事業	10	3	13	合 計	20	4	24
負担区分	国	県	地元負担																																													
工事費	50・55%	25～31%	15～25%																																													
	100%※	—	—																																													
事務費	—	100%	—																																													
	継続	新規	計																																													
一 般 型	5	—	5																																													
排 水 対 策 特 別 型	1	—	1																																													
農 地 集 積 促 進 型	4	—	4																																													
簡 易 整 備 型	—	1	1																																													
基幹水利ストマネ事業	10	3	13																																													
合 計	20	4	24																																													

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																												
県営畑地帯総合整備事業費	千円 1,120,172	千円 国 庫 533,230 分担金 95,827 負担金 128,815 県 債 280,200 計 1,038,072	千円 82,100	県営畑地帯総合整備事業費	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。 <table><tr><td></td><td>継続</td><td>新規</td><td>計</td></tr><tr><td>担い手支援型</td><td>1</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>担い手育成型</td><td>12</td><td>1</td><td>13</td></tr><tr><td>高収益作物導入促進型</td><td>1</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>合 計</td><td>14</td><td>1</td><td>15</td></tr></table>		継続	新規	計	担い手支援型	1	－	1	担い手育成型	12	1	13	高収益作物導入促進型	1	－	1	合 計	14	1	15								
						継続	新規	計																									
				担い手支援型		1	－	1																									
				担い手育成型		12	1	13																									
高収益作物導入促進型	1	－	1																														
合 計	14	1	15																														
工事費	1,045,140																																
事務費	75,032																																
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元負担</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50～55%</td><td>25～30%</td><td>15～25%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元負担	工事費	50～55%	25～30%	15～25%	事務費	－	100%	－																					
負担区分	国	県	地元負担																														
工事費	50～55%	25～30%	15～25%																														
事務費	－	100%	－																														
中山間地域農業基盤整備促進事業費	20,000	－	20,000	工事費補助 20,000 <table><tr><td>負担区分</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>62.5%</td><td>37.5%</td></tr></table>	負担区分	県	地元	工事費	62.5%	37.5%	生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等を行う簡易な基盤整備に対し補助し、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成する。																						
負担区分	県	地元																															
工事費	62.5%	37.5%																															
畑地かんがい整備推進費	831	－	831	畑地かんがい営農確立普及事業費 831	畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。																												
多面的機能支払事業費	1,626,368	国 庫 1,095,293	531,075	多面的機能支払事業費	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・事業主体：「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織 ・事業期間：5年間 ・交付単価：農地維持支払（単位：円/10a） <table><tr><td></td><td>田</td><td>畑</td><td>草地</td></tr><tr><td>基準単価</td><td>3,000</td><td>2,000</td><td>240</td></tr></table> ・交付単価：資源向上支払（単位：円/10a） <table><tr><td></td><td>田</td><td>畑</td><td>草地</td></tr><tr><td>地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1</td><td>2,400</td><td>1,440</td><td>240</td></tr><tr><td>加算単価 ※2</td><td>400</td><td>240</td><td>40</td></tr><tr><td>加算単価 ※3</td><td>400</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>施設の長寿命化のための活動</td><td>4,400</td><td>2,000</td><td>400</td></tr></table>		田	畑	草地	基準単価	3,000	2,000	240		田	畑	草地	地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1	2,400	1,440	240	加算単価 ※2	400	240	40	加算単価 ※3	400	－	－	施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400
						田	畑	草地																									
				基準単価		3,000	2,000	240																									
						田	畑	草地																									
				地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1		2,400	1,440	240																									
				加算単価 ※2		400	240	40																									
				加算単価 ※3		400	－	－																									
				施設の長寿命化のための活動		4,400	2,000	400																									
				農地維持支払交付金		902,991																											
				資源向上支払交付金		690,236																											
				多面的機能支払推進交付金		33,141																											
				負担割合																													
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>農地維持</td><td>1/2</td><td>1/4</td><td>1/4</td></tr><tr><td>資源向上</td><td>1/2</td><td>1/4</td><td>1/4</td></tr><tr><td>推進交付金</td><td>10/10</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	農地維持	1/2	1/4	1/4	資源向上	1/2	1/4	1/4	推進交付金	10/10	－	－																	
負担区分	国	県	地元																														
農地維持	1/2	1/4	1/4																														
資源向上	1/2	1/4	1/4																														
推進交付金	10/10	－	－																														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																																
	千円	千円	千円		※1 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は 5／6を乗じた単価 ※2 多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加した 場合に加算 ※3 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に 加算																																
経営体育成基盤 整 備 事 業 費	4,055,672	国 庫 1,917,018 分担金 362,703 負担金 511,729 県 債 965,800 計 3,757,250	298,422	経営体育成基盤整備事業費 工事費 3,784,909 事務費 270,763 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50～55% （62.5%）</td><td>27.5～30% （27.5%）</td><td>15～22.5% （10%）</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table> ※（ ） は機構関連	負担区分	国	県	地元	工事費	50～55% （62.5%）	27.5～30% （27.5%）	15～22.5% （10%）	事務費	－	100%	－	地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区 画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備する とともに、担い手への農地の利用集積を促進する。 <table><tr><td></td><td>継続</td><td>新規</td><td>計</td></tr><tr><td>ほ 場 整 備</td><td>39</td><td>5</td><td>44</td></tr><tr><td>土地改良総合整備</td><td>18</td><td>2</td><td>20</td></tr><tr><td>機 構 関 連</td><td>4</td><td>－</td><td>4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>61</td><td>7</td><td>68</td></tr></table>		継続	新規	計	ほ 場 整 備	39	5	44	土地改良総合整備	18	2	20	機 構 関 連	4	－	4	合 計	61	7	68
負担区分	国	県	地元																																		
工事費	50～55% （62.5%）	27.5～30% （27.5%）	15～22.5% （10%）																																		
事務費	－	100%	－																																		
	継続	新規	計																																		
ほ 場 整 備	39	5	44																																		
土地改良総合整備	18	2	20																																		
機 構 関 連	4	－	4																																		
合 計	61	7	68																																		
P C B 廃 棄 物 処理促進事業費	1,000	国 庫 1,000	－	P C B廃棄物処理促進事業費 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>	負担区分	国	地元	事業費補助	50%	50%	土地改良区等が保管または使用するP C B含有機器の収集・ 運搬費用を助成することで、P C B廃棄物の確実かつ適正な処 理を促進する。																										
負担区分	国	地元																																			
事業費補助	50%	50%																																			
農 業 水 利 施 設 強靱化促進事業費	30,000	負担金 2,000	28,000	農業水利施設強靱化促進事業費	管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全 管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台 帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。 保全管理強化 2地区 施設監視支援 2地区																																
水 田 畑 地 化 推 進 事 業 費	90,000	－	90,000	畑地化基盤整備事業費補助 87,500 畑地化調査・調整事業費補助 250 畑地化指導事業費 2,200 事務費 50	米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換 を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援 する。																																

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要			
農 業 集 落 排 水 事 業 費	千円 184,083	千円 国 庫 120,622 繰入金 26,000 計 146,622	千円 37,461	団体営農業集落排水事業費	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。			
				工事費補助 120,622				
				事務費 652				
				農業集落排水事業推進交付金 36,809				
				負 担 区 分		国	県	地 元
				工 事 費 補 助				
				工 事		50%	－	50%
				調 査		50% (注)	－	50%
				機 能 診 断		100%	－	－
				最適整備構想		100%	－	－
維持管理適正化計画	100%	－	－					
事 務 費	－ [50%]	100% [50%]	－ [-]	工事費補助 改 築 2 地区（筑西市 谷部地区ほか）〔農山交〕 計 2 地区 調 査 5 地区（笠間市 安居地区ほか） 機能診断 4 施設（茨城町ほか） 2 市 最適整備構想 2 市（結城市ほか） 維持管理適正化計画 4 施設（常陸大宮市ほか） 4 市 農業集落排水事業推進交付金 6 施設 5 市（古河市ほか） 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。 ・事業期間：平成20年度から令和8年度（森林湖沼環境税） ・補助対象：供用開始後3年以内の接続 さらに、霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象 ・補助額：市町村が交付する額の 1/2（ただし、1 戸あたり 2 万円を限度） さらに、霞ヶ浦流域限定で「65 歳以上または 18 歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入 600 万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大 31 万円補助 ※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる				
推進交付金※	－	100%	－					
〔 〕は汚水処理設備整備交付金 ※県は農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から 5 ヶ年間で、事業費の 10%（霞ヶ浦流域は 13.5%）を交付。 (注) 農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農集排発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国 100%の定額助成となる。								
農業集落排水施設接続支援事業費 26,000								

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																				
中山間地域農村 活 性 化 総 合 整 備 事 業 費	千円 85,850	千円 国 庫 44,000 負担金 12,000 県 債 26,800 計 82,800	千円 3,050	県営中山間地域総合整備事業費 工事費 80,000 事務費 5,850 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農業生産基盤</td><td>55%</td><td>30%</td><td>15%</td></tr><tr><td>農村生活環境</td><td>55%</td><td>25%</td><td>20%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費				農業生産基盤	55%	30%	15%	農村生活環境	55%	25%	20%	事務費	－	100%	－	中山間地域における農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を 総合的・一体的に行い、農業農村の活性化を図る。 実施地区 県 営 1 地区（高萩市 高萩地区）
負担区分	国	県	地元																						
工事費																									
農業生産基盤	55%	30%	15%																						
農村生活環境	55%	25%	20%																						
事務費	－	100%	－																						
4 国 土 調 査 費	366,617	国 庫 243,659	122,958																						
国 土 調 査 事 業 費 補 助	362,100	国 庫 241,400	120,700	地籍調査事業費補助 362,100 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	25%	25%	水戸市他 20 市町の地籍調査事業費補助												
負担区分	国	県	地元																						
事業費	50%	25%	25%																						
国土調査事業費	4,517	国 庫 2,259	2,258	地籍調査指導事務費 4,517 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>事務費</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>	負担区分	国	県	事務費	50%	50%	水戸市他 20 市町に対する検査指導事務費														
負担区分	国	県																							
事務費	50%	50%																							
農 地 整 備 課 計	12,702,586	国 庫 5,680,739 分担金 586,345 負担金 950,648 繰入金 26,000 諸収入 411,987 県 債 2,477,900 計 10,133,619	2,568,967																						